

自然豊かなふるさとで
いつまでも心豊かに
元気で暮らそう

概要版

南知多町

高齢者福祉計画及び第6期介護保険事業計画



平成 27 年 3 月
南 知 多 町

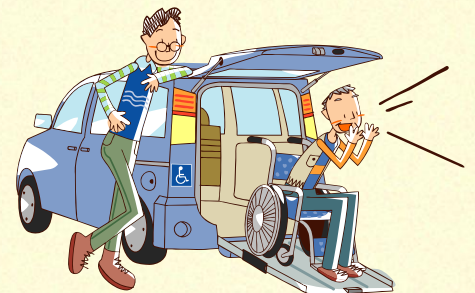
計画策定の趣旨

我が国の総人口は減少しているものの、平均寿命の延伸や少子化の進行などにより、65歳以上の高齢者人口は年々増加しており、4人に1人が高齢者という状況となっており、今後はいわゆる団塊の世代が高齢期を迎え、さらに高齢化が進むことが確実です。

また、10年後の平成37年（2025年）には団塊の世代が75歳以上高齢者（後期高齢者）になり、高齢者の単独独居や夫婦のみの高齢者世帯、要介護等認定者、認知症高齢者が増加することが見込まれます。

こうしたなか、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むために、介護、医療、介護予防、住まい、日常生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築が重要となっています。

南知多町高齢者福祉計画及び第6期介護保険事業計画では、南知多町高齢者福祉計画及び第5期介護保険事業計画で定めた地域包括ケア実現のための方向性を継承しつつ、さらなる「地域包括ケアシステム」の構築を進めるとともに、平成37年（2025年）までの中長期的な視野に立ちながら、高齢者保健福祉施策及び介護保険事業の基本的な考え方やめざすべき取り組み等の見直しを行うものです。

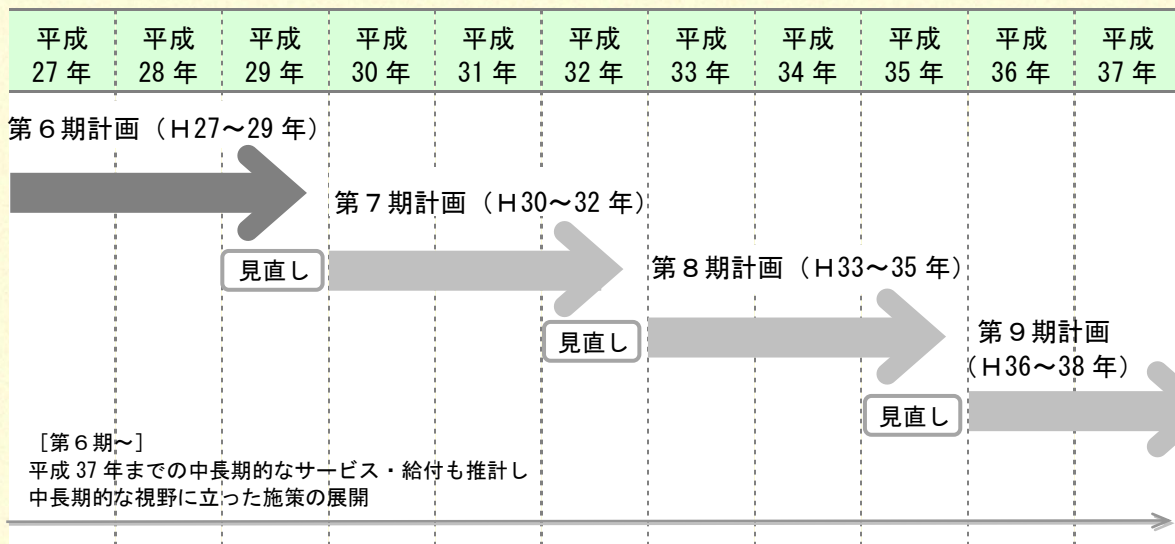


計画の期間

計画の期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間です。

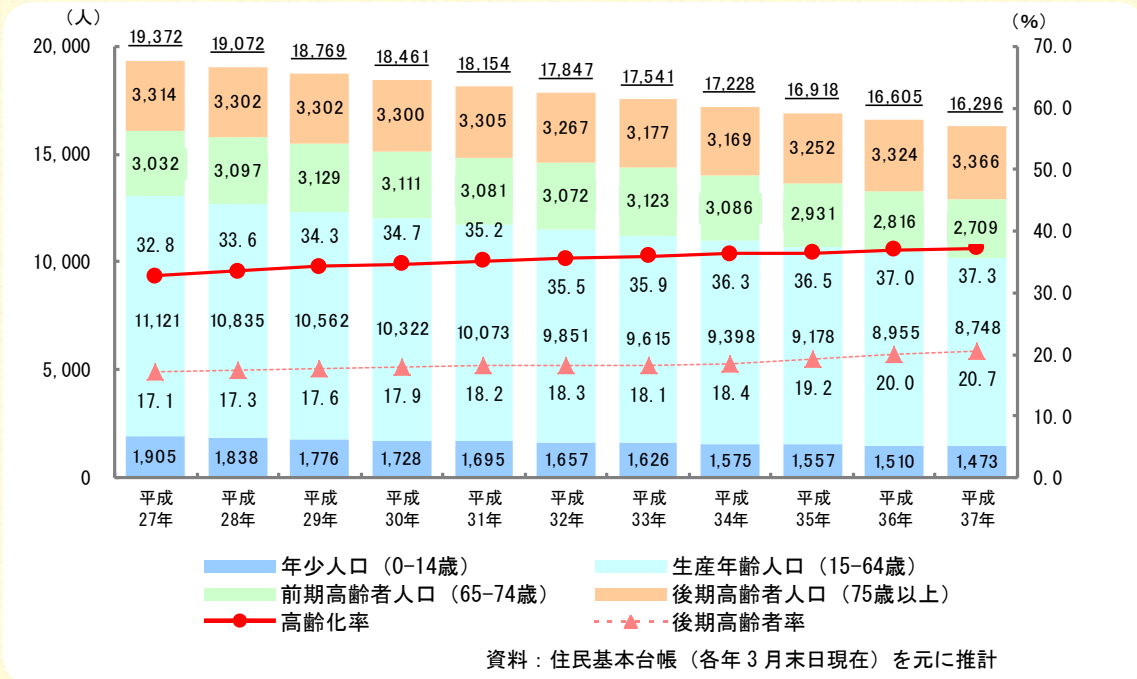
本計画以後の計画は、平成37年（2025年）に向け、前計画で開始した地域包括ケア実現のための方向性を承継しつつ、在宅医療介護連携等の取り組みを本格化していくものです。

そのため、平成37年（2025年）までの中長期的なサービス・給付・保険料水準も掲載し、中長期的な視野に立った施策の展開を図ります。



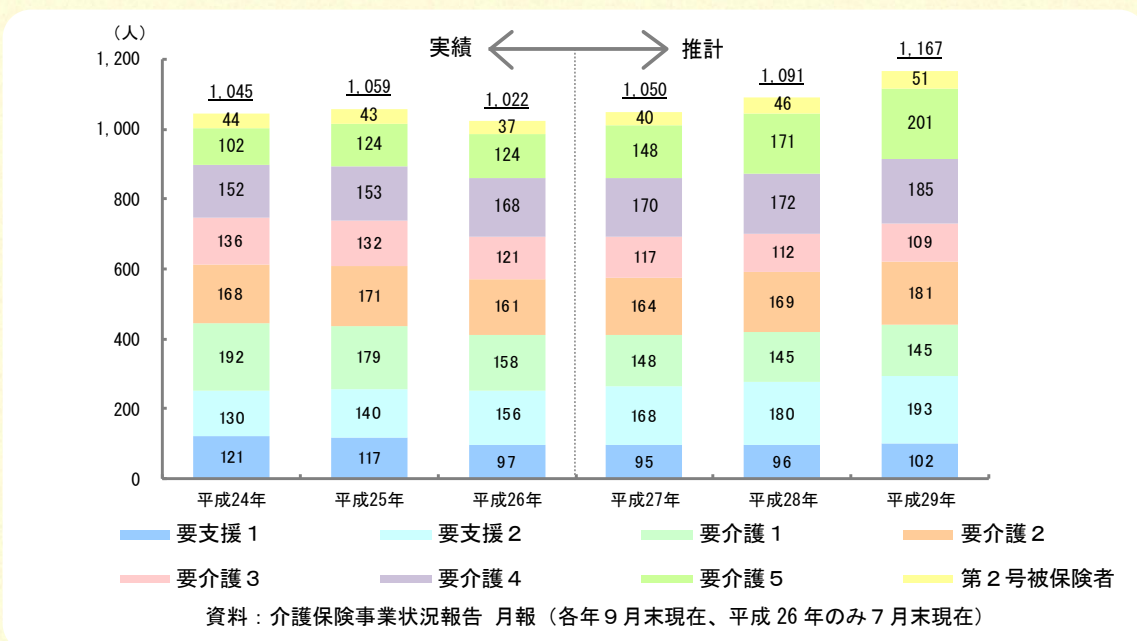
高齢者人口の実績と推計

将来人口は、第6期計画の指標とする平成37年で、総人口は16,296人と推計され、そのうち高齢者人口は、6,075人で高齢化率が37.3%と、平成27年の6,346人に對し4.3%減少すると推計されています。総人口は年々減少し、高齢者人口は平成29年をピークに減少すると推計されています。後期高齢者人口は平成34年まで減少傾向となりますが、平成35年以降は増加すると推計されています。



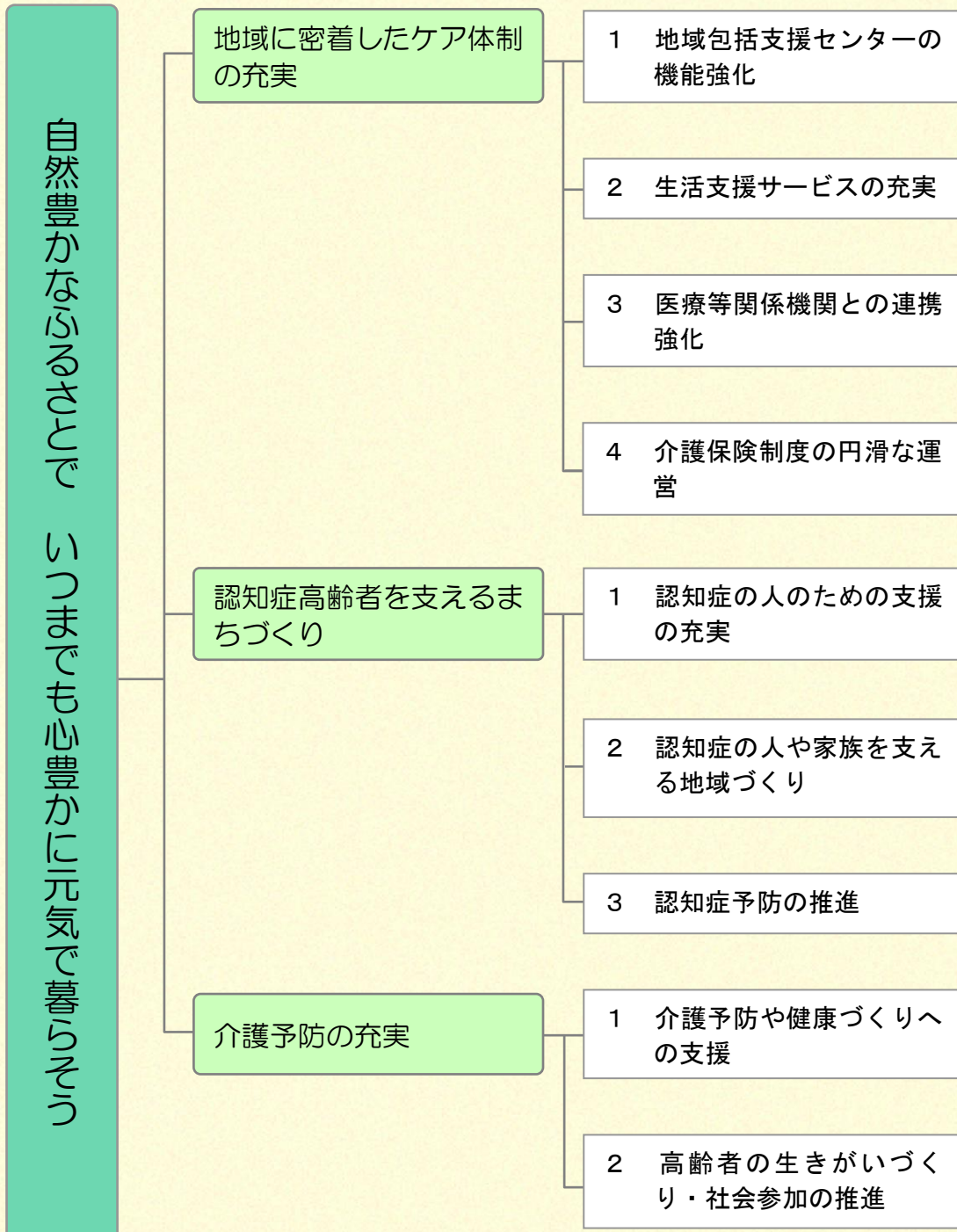
要支援・要介護認定者の実績と推

要支援・要介護認定者数は、実績値で平成24年から平成26年にかけて、認定者総数は横ばいとなっていますが、第6期計画期間である平成27年から平成29年において増加すると見込まれます。



施策の体系

基本理念	基本目標	基本施策
------	------	------



計画の基本理念 ～高齢者介護のあるべき姿～

本計画は、高齢者に関する専門的・個別的な領域を担うとともに、前計画の基本的考え方や趣旨を今後も踏襲し、地域包括ケア体制の実現に向け施策および事業を積極的に展開していくため、「南知多町高齢者福祉計画及び第6期介護保険事業計画」の基本理念を「自然豊かなふるさとで いつまでも心豊かに元気で暮らそう」を引き続き継承し、高齢者が支えられる立場だけではなく、高齢者も支える立場として、地域のなかで多様な主体による社会参加の機会を提供し、本町で暮らすすべての高齢者が、笑顔で元気に暮らせる社会を実現するため、地域包括ケアシステムの構築をより一層推進します。

基本理念

自然豊かなふるさとで
いつまでも心豊かに元気で暮らそう



基本目標と基本施策

基本目標 1 地域に密着したケア体制の充実

高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるように、地域包括ケアシステムの構築に向け、地域包括支援センターの機能強化や医療・介護との連携に向けたネットワークづくりに取り組みます。

また、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、買い物などを始めとする日常生活を支援する多様な生活支援サービスの提供体制の構築や、地域での支えあい活動の推進に向けた仕組みづくりを進めていきます。

さらに、介護を必要とする高齢者を社会全体で支えるために、介護保険事業の円滑な運営や介護給付の適正化に努めます。

基本施策	具体的施策
1. 地域包括支援センターの機能強化	(1) 総合相談支援業務 (2) 権利擁護業務 (3) 包括的・継続的ケアマネジメント業務 (4) 介護予防ケアマネジメント業務 (5) 地域包括支援センターの人員強化
2. 生活支援サービスの充実	(1) 生活支援コーディネーターの配置 (2) 地域組織などの運営支援・連携強化 (3) 多様な主体による生活支援 (4) 移動支援の検討
3. 医療等関係機関との連携強化	(1) 地域ケア会議 (2) 在宅医療・介護関係者研修の情報提供 (3) 地域住民への普及啓発 (4) 近隣市町との連携
4. 介護保険制度の円滑な運営	(1) 要介護認定の適正化 (2) ケアプランの適正化 (3) その他の給付適正化事業

基本目標 2 認知症高齢者を支えるまちづくり

今後一層の増加が予想される認知症高齢者について、認知症を早期に発見、受診し、ケアできる体制づくりや、見守りネットワークの構築など、本人と家族を支える地域づくりを進めます。

さらに、身近な場所で継続して認知症予防に関する活動ができるよう支援を行います。

基本施策	具体的施策
1. 認知症の人のための支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> (1) 認知症ケアパスの普及促進 (2) 認知症初期集中支援チームの設置 (3) 認知症対応型サービスの充実
2. 認知症の人や家族を支える地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> (1) 認知症サポーターの養成 (2) 家族支援策の充実 (3) 認知症カフェ・サロンなど地域の取り組みの充実 (4) 認知症見守りネットワークの構築 (5) 認知症学習会の開催
3. 認知症予防の推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 認知症予防教室の開催 (2) 住民主体の認知症予防活動の推進 (3) 若年性認知症施策の整備



基本目標 3 介護予防の充実

高齢者が、できる限り介護を必要としない生活を送れるよう地域ぐるみの健康づくり活動を推進するとともに、高齢者自身が健康づくりに向けた取り組みができるよう支援していきます。

また、多様な活動機会の提供を図り、高齢者の地域・社会活動を推進します。

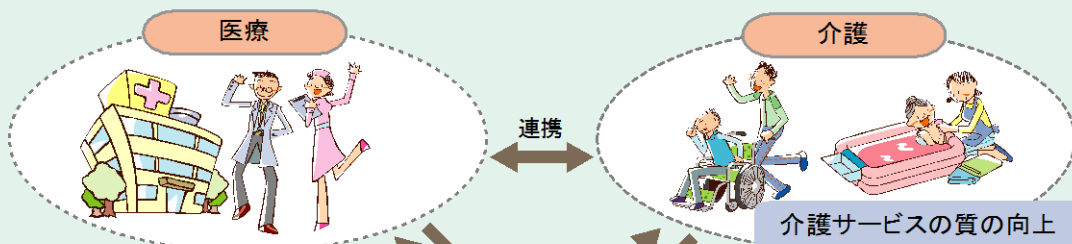
基本施策	具体的施策
1. 介護予防や健康づくりへの支援	<ul style="list-style-type: none"> (1) 介護予防・日常生活支援総合事業 (2) 生活習慣病の予防 (3) 介護予防教室の推進
2. 高齢者の生きがいづくり・社会参加の推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 住民主体による多様な通いの場 (2) 地域ボランティアの養成・活動の促進 (3) 地域のスポーツ活動や文化・学習活動等の支援

地域包括ケアのイメージ

日常生活圏域

在宅医療・介護連携の推進

- 連携のための課題の抽出や解決策を検討するための会議の開催
- 関係職種が相互に理解するための研修会の実施
- 地域における医療・介護等の事業所の把握や、マップの作成
- 在宅医療に関する地域住民への普及啓発 など



介護サービスの質の向上

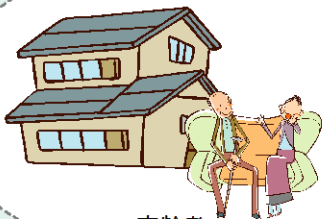
- 介護サービス事業者に対する指導監督
- 介護従事者の人材育成 など

介護保険制度の円滑な運営

- 制度の普及啓発
- 在宅でのサービスや施設・居住系サービスとのバランスの取れた基盤整備
- 介護給付費の適正化 など

通院・入院 ← 住まい → 通所・入所

住まい



高齢者

認知症施策の推進

- 認知症ケアパスの作成と活用に向けた取組み
- 認知症地域支援推進員の配置 など

参加・利用

生活支援

介護予防



生活支援サービスの充実

- 介護事業者、NPOや民間企業、住民ボランティア等による地域のニーズに合った多様な生活支援サービスの提供
- 生活支援コーディネーターの配置 など

一般介護予防事業の実施

- 支援を必要としている者を把握し、介護予防活動につなげる
- 介護予防活動の普及啓発
- 住民主体の介護予防活動の育成・支援 など

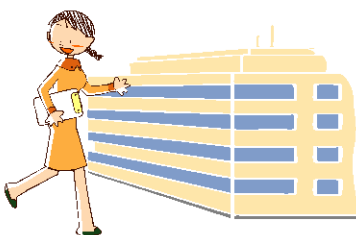
介護予防・生活支援サービス事業の実施

- 訪問型や通所型のサービス、配食などの生活支援サービスのケアマネジメント
- 身近な場所における健康づくりのための体操や介護予防の啓発のための講話の実施 など

地域包括支援センター

地域ケア会議の推進

- 医療と介護、地域とのネットワークの構築
- 地域における課題の発見や、課題解決への取組みの実践 など



地域包括支援センターの機能強化

- 新たな施策への対応
- 総合相談窓口としての職員の資質向上を始めとした体制の強化 など

所得段階別保険料の設定

第5期（平成 24～26 年度）では、所得段階を8段階としていましたが、第6期（平成 27～29 年度）においては、所得段階を 12 段階とします。

第6期介護保険事業計画における第 1 号被保険者の保険料

所得段階	対象者	割合	月額	年額
第 1 段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者であって世帯全員が住民税非課税の人及び、世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が 80 万円以下の人	基準額 × 0.45 (0.5)	2,295 (2,550)	27,500 (30,600)
第 2 段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が 80 万円超 120 万円以下の人	基準額 × 0.75	3,825	45,900
第 3 段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が 120 万円を超える人	基準額 × 0.75	3,825	45,900
第 4 段階	世帯の中に住民税課税の人がいるが、本人は住民税非課税で、前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が 80 万円以下の人	基準額 × 0.9	4,590	55,000
第 5 段階	世帯の中に住民税課税の人がいるが、本人は住民税非課税で、前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が 80 万円を超える人	基準額	5,100	61,200
第 6 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円未満の人	基準額 × 1.2	6,120	73,400
第 7 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円以上 190 万円未満の人	基準額 × 1.3	6,630	79,500
第 8 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 190 万円以上 290 万円未満の人	基準額 × 1.5	7,650	91,800
第 9 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 290 万円以上 400 万円未満の人	基準額 × 1.7	8,670	104,000
第 10 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 400 万円以上 600 万円未満の人	基準額 × 1.8	9,180	110,100
第 11 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 600 万円以上 800 万円未満の人	基準額 × 1.9	9,690	116,200
第 12 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 800 万円以上の人	基準額 × 2.0	10,200	122,400

※（ ）内は、低所得者に対する「公費による保険料軽減強化」実施前の数値

※平成 29 年度は、低所得者に対する「公費による軽減強化」の軽減割合等が拡大される予定があります。

平成 27 年度から平成 29 年度までの保険料基準額を 5,100 円とします。

第 1 号被保険者保険料基準額

月額 5,100 円(年額 61,200 円)

南知多町高齢者福祉計画及び第6期介護保険事業計画 概要版

平成 27 年 3 月

発行：南知多町 保健介護課

〒470-3495

愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪 18 番地

電話：0569-65-0711

FAX：0569-65-0694